

市の財政状況を報告

令和2年度決算の概要

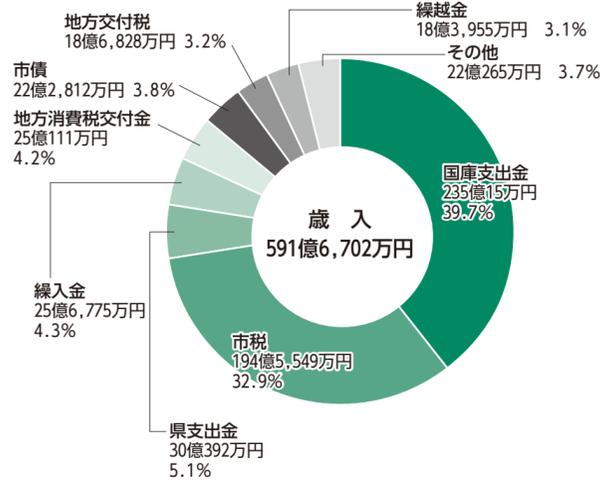
担当 財政課 ☎046(252)8404 FAX046(255)3550

座間市議会第3回定例会において、市の令和2年度の決算が以下の通り認定されました。
市の会計は、行政運営のための基本的な会計である「一般会計」および「三つの特別会計」、地方公営企業法の適用を受ける「公営企業会計」に分かれています。
市の財政がどのように運営され、どのような状況になっているかを市民の皆さんに広くお知らせするため、決算の概要を公表します。

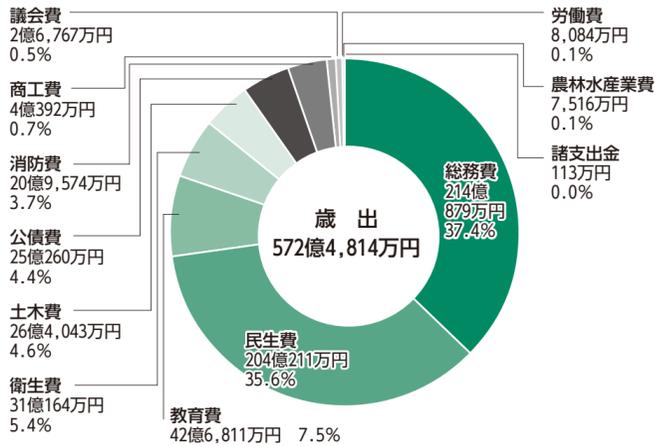
一般会計

歳入と歳出 歳入と歳出について詳しくはグラフ1～3の通りです。

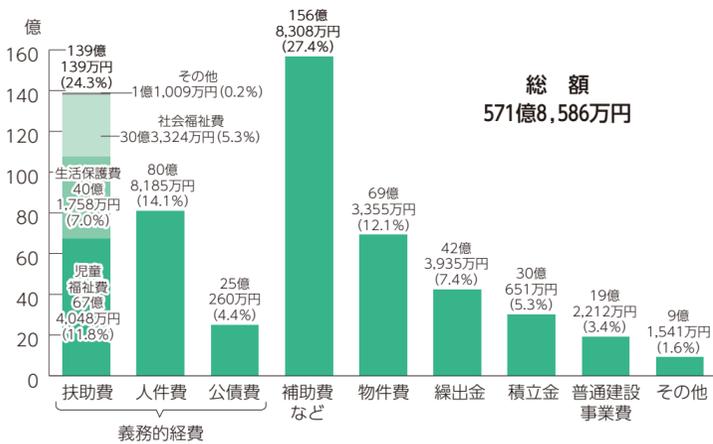
グラフ1 歳入総額



グラフ2 歳出総額



グラフ3 性別歳出内訳



※このグラフは、地方財政状況調査の分類方法を準用しています。

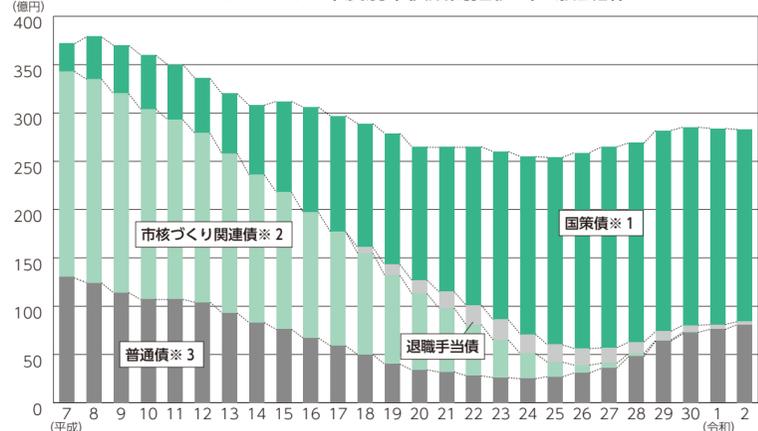
【用語解説】(歳入関係)

国庫支出金	国から交付される補助金や負担金など
市税	市民税や固定資産税などの市に納められる税金
県支出金	県から交付される補助金や負担金など
繰入金	積み立てられた基金などから引き出すお金
地方消費税	県に納められた地方消費税の2分の1に相当する額を、市町村の人口および従業員数で案分して、各市町村に交付されるお金
市債	公共施設の整備などをするとときに借りる市の借金
地方交付税	国税として納められた後、地方公共団体の財政需要により配分される税金
繰越金	前年度から繰り越されるお金
その他	使用料・手数料など

【用語解説】(歳出関係)

総務費	住民登録、選挙、交通安全対策、環境対策などの経費
民生費	高齢者や障がい者への生活支援、保育所の運営など福祉のための経費
教育費	小・中学校での教育、生涯学習などの経費
衛生費	ごみ処理や市民の健康の維持・増進などに必要な事業のための経費
土木費	道路、河川、公園などの整備のための経費
公債費	市の借金の元金と利子を支払うための経費
消防費	消防、救急活動、防災など市民の安全を守るための経費
商工費	商業・工業の振興を図るための経費
議会費	市議会を運営するための経費
労働費	労働に関する問題対策のための経費
農林水産業費	農業・林業・水産業の振興を図るための経費
諸支出金	支出の性質により、他の支出科目に含まれない経費

グラフ4 年度別市債残高推移(一般会計)



※1 国からもらえる地方交付税の一部が現金で用意できないために、一時的に市が肩代わりしているお金など。
※2 行政・文化の中心拠点である市庁舎、市民文化会館などの施設の整備に借りたお金。
※3 学校や道路などの公共施設をつくるために借りたお金。

財産と負債

市の財産と負債については、表1・2、グラフ4の通りです。

表1 市の財産

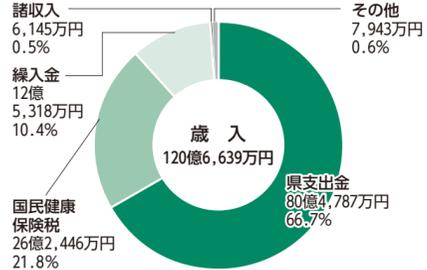
区分	令和元年度	令和2年度	増減額等
土地	978,013㎡	981,479㎡	3,466㎡
建物	254,774㎡	254,577㎡	-197㎡
基金	33億4,961万円	41億293万円	7億5,332万円
有価証券など	2億6,170万円	2億6,222万円	52万円

表2 市の負債

区分	令和元年度	令和2年度	増減額
市債	285億3,414万円	284億1,328万円	▲1億2,086万円
土地開発公社の借入金	4億7,000万円	4億7,000万円	0円

国民健康保険事業特別会計

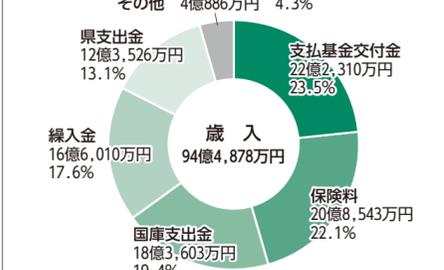
この事業は、国民健康保険被保険者の方に納めていただく保険料などから、医療費を支払う事業です。



特別会計

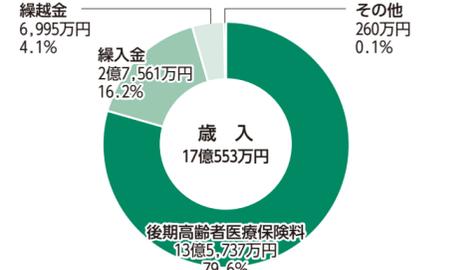
介護保険事業特別会計

この事業は、介護保険被保険者の方に納めていただく保険料などから、介護サービスを実施する事業です。



後期高齢者医療保険事業特別会計

この事業は、後期高齢者医療被保険者の方に納めていただく保険料などから、療養費などを支払う事業です。

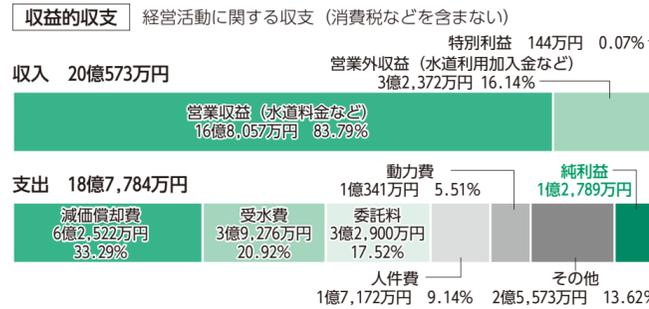


公営企業会計

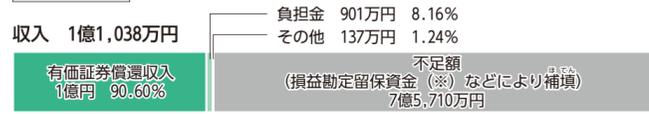
担当 経営総務課 ☎046(252)7513 FAX046(257)4155

グラフ5 水道事業会計

水道料金を主な収入として、皆さんのご家庭などへ水道水を供給する事業です。



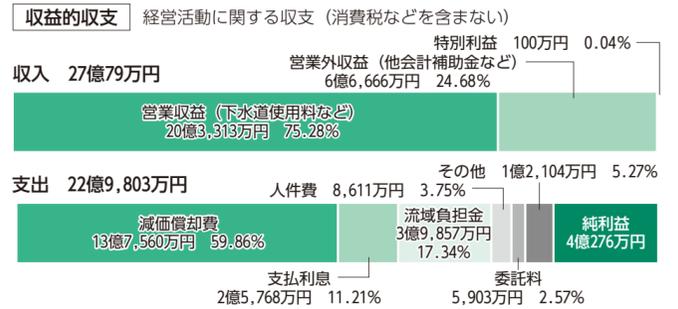
資本的収支 施設整備に関する収支(消費税を含む)



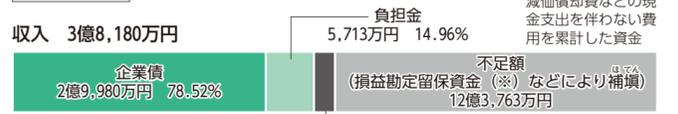
※損益勘定留保資金…減価償却費などの現金支出を伴わない費用を累計した資金

グラフ6 公共下水道事業会計

下水道使用料を主な収入として、下水道管の埋設や維持管理をする事業です。



資本的収支 施設整備に関する収支(消費税を含む)



※損益勘定留保資金…減価償却費などの現金支出を伴わない費用を累計した資金

市の財政の健全度をチェック

令和2年度決算について、健全化判断比率と資金不足比率の算定を行った結果、いずれも国が定めた早期健全化基準を大きく下回っており、財政の健全化は保たれていません。
表3の指標のうち一つでも基準を超えるものがあると、「財政健全化計画」の策定・実施、国の関与、地方債の起債制限などの措置が講じられます。また、表4の資金不足比率に基準を超えるものがあると「経営健全化計画」の策定・実施などを行わなくてはなりません。
※健全化判断比率と資金不足比率について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◎座間市

表3 健全化判断比率の状況

指標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲7.30%) (赤字はありません)	12.12%	20.00%
連結実質赤字比率	— (▲16.26%) (赤字はありません)	17.12%	30.00%
実質公債費比率	0.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	24.1%	350.0%	—

※全ての会計において実質赤字額はありません。この場合、実質赤字比率、連結実質赤字比率は「-」と表記し、参考までに赤字の程度を(▲)で表示しています。

表4 資金不足比率の状況

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準	財政再生基準
水道事業会計	— (▲81.7%) (資金不足はありません)	—	—
公共下水道会計	— (▲11.7%) (資金不足はありません)	20.00%	—

※全ての会計において資金不足額はありません。この場合、資金不足比率は「-」と表記し、参考までに資金剰余の程度を(▲)で表示しています。